

春日東部土地改良区	同 上
-----------	-----

兵庫県告示第 587 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成18年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
相生市陸字陣場山1500の 3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室、西播磨県民局地域振興部上郡農林水産振興事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第 588 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次の加入区については、平成14年兵庫県告示第790号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成18年 6月 5日限りで消滅する。  
平成18年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

坊勢加入区

兵庫県告示第 589 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認めた。  
なお、保険に付すべき義務は、平成18年 6月 6日から発生する。  
平成18年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

坊勢加入区

兵庫県告示第 590 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成18年 5月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。  
その関係図面は、平成18年 5月23日から 2 週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成18年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	養父市畑字中村537番 1 から 同 市畑字竹ノ谷640番まで	旧	10.0から 36.0まで	169.0	

畑 宮 田 線	養父市畑字寺尾口614番から 同 市畑字竹ノ谷640番まで	新	18.0から 27.0まで	24.0	
県道 浅 野 山 東 線	養父市畑字中村537番 2 から 同 市畑字シバノ下タ792番 1 まで	旧	3.0から 30.0まで	720.0	
		新	5.0から 25.0まで	803.0	

## 兵庫県告示第 591 号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成18年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称  
兵庫県立尼崎の森中央緑地
- 2 位置  
尼崎市扇町
- 3 区域  
次の図に示す区域  
（「次の図」は省略し、その図面を兵庫県庁及び阪神南県民局に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日  
平成18年 5月31日

## 公 告

## 次期情報ハイウェイ整備・運用保守業務に係る提案コンペの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり提案コンペに付す。

平成18年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 趣旨  
兵庫県は、近年の通信技術の急速な進展によるコストの低廉化や新技術の登場による機能の見直しなど、より効率的な次期情報ハイウェイの整備及び運用保守を行うにあたり、優れたノウハウ等を含む提案を広く募集するため、提案コンペを実施する。
- 2 提案コンペの概要
  - (1) 名称  
次期情報ハイウェイ整備・運用保守業務に係る提案コンペ
  - (2) 仕様書等  
次期情報ハイウェイ整備・運用保守業務に係る提案募集要項（以下、「募集要項」という。）による。
  - (3) 主催者及び事務局
    - ア 主催者  
兵庫県
    - イ 事務局  
兵庫県企画管理部教育・情報局情報政策課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1（兵庫県第 2 号館 7 階）  
電話 (078) 362-3574 FAX (078) 362-9027  
事務局ホームページ URL:<http://web.pref.hyogo.jp/ehw/compe/index.htm>
- 3 応募資格  
コンペ応募者は、参加資格審査申請時点で、次の全ての事項に該当すること。

- (1) 代表企業（単独企業による応募の場合も含む）が、本県の入札参加資格の認定を受けている者であること。
  - (2) 代表企業（単独企業による応募の場合も含む）及びグループ構成企業のいずれもが、本県の指名停止の措置を受けていない者であること。
  - (3) 代表企業（単独企業による応募の場合も含む）及びグループ構成企業のいずれもが、次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 成年被後見人
    - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
    - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
    - エ 民法第16条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
    - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
    - カ 破産者で復権を得ない者
    - キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
  - (4) 代表企業（単独企業による応募の場合も含む）及びグループ構成企業のいずれもが、平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - (5) 代表企業（単独企業による応募の場合も含む）及びグループ構成企業のいずれもが、平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合（又はその者の参加資格の再認定がなされた場合）にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - (6) 代表企業（単独企業による応募の場合も含む）及びグループ構成企業のいずれもが、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合（又はその者の参加資格の再認定がなされた場合）にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - (7) 代表企業（単独企業による応募の場合も含む）又はグループ構成企業のいずれかが、建設業法（昭和24年法律第100号）における建設業（電気通信工事）の許可を受けている者であること。
  - (8) 代表企業（単独企業による応募の場合も含む）又はグループ構成企業のいずれかが、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）における電気通信事業者であること。
- 4 応募手続
- (1) 募集要項の交付
    - ア 交付方法  
募集要項は、事務局にて交付する。また、事務局ホームページでも電子データによる交付を行う。
    - イ 交付期間  
平成18年5月23日（火）から同月29日（月）まで（事務局での交付は、土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
  - (2) 説明会の開催
    - ア 日時  
平成18年5月29日（月）午後2時から
    - イ 場所  
兵庫県西館1階小入札室  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県第1号館西側）  
電話（078）341-7711（内線 4949）
  - (3) 参加資格審査申請の受付
    - ア 参加資格の審査申請  
コンペに応募しようとする者は、参加資格申請を行わなくてはならない。